

森林環境部建設工事積算基準

平成 29 年 10 月

山梨県森林環境部

○森林環境部建設工事積算基準目次

第1	適用事業	1
第2	設計書の構成	1
第3	積算書の内容	1
第4	事業費の積算基準	2
第5	標準歩掛	2
第6	施工パッケージ型積算方式	2
第7	建設機械経費積算要領	2
第8	建設機械等賃料積算基準	2
第9	仮設材損料算定基準	2
第10	仮設材賃料算定基準	2

この基準は、山梨県森林環境部が発注する森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、これによることが著しく不相当または困難であると認められる場合は適用除外とすることができる。

なお、第2 設計書の構成から第10 仮設材賃料算定基準で適用又は準用している各種要領等の最終改正版の適用日については、別途通知する。

第1 適用事業

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に定める保安施設事業
- 2 森林法（昭和26年法律第249号）第193条に定める地域森林計画に定める林道の開設又は拡張についての事業
- 3 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に定める地すべり防止事業
- 4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条に定める林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業
- 5 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条に定める林地荒廃防止施設及び林道施設に係る災害復旧事業
- 6 林地荒廃防止施設災害関連事業実施要綱（昭和43年11月5日付け43林野治第854号）に定める林地荒廃防止施設災害関連事業
- 7 林地崩壊防止事業実施要綱（昭和41年11月10日付け41林野治第1858号）に定める林地崩壊防止事業
- 8 災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領（昭和63年4月7日付け63林野治第950号）に定める災害関連山地災害危険地区対策事業
- 9 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和40年10月5日付け林野道第639号）に定める林道施設災害関連事業
- 10 災害関連山村環境施設復旧事業実施要領（平成9年4月1日付け林野基第86号）に定める災害関連山村環境施設対策復旧事業

上記1, 3, 4, 5（5のうち林地荒廃防止施設）、6, 7, 8に係る事業を以下「治山関係事業」、2, 5（5のうち林道施設）、9, 10に係る事業を以下「林道関係事業」という。

第2 設計書の構成

森林整備保全事業の設計書の構成は、積算書及び設計図（契約用図面）から構成されるものとしその構成は森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号 林野庁長官通知 最終改正版 以下省略）第3 設計書の構成によるものとする。

第3 積算書の内容

積算書の内容は、森林整備保全事業設計積算要領 第5 積算書の内容によるものとする。

第4 事業費の積算基準

積算書は、森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 及び 第7 請負工事費以外の工事費（附帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準により作成するものとする。

第5 標準歩掛

森林環境部建設工事標準歩掛については、森林整備保全事業標準歩掛及び森林整備保全事業標準歩掛の留意事項（平成11年4月1日付け11林野計第133号 林野庁長官通知 最終改正版）を準用することとする。

第6 施工パッケージ型積算方式

施工パッケージ型積算方式については、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年3月31日付け27林整計351号 林野庁長官通知 最終改正版）を準用することとする。

第7 建設機械経費積算要領

森林環境部建設工事建設機械経費積算要領については、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号 林野庁長官通知 最終改正版）を準用することとする。

第8 建設機械等賃料積算基準

森林環境部建設工事建設機械賃料積算基準については、森林整備保全事業建設機械等賃料積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号 林野庁長官通知 最終改正版）を準用することとする。

第9 仮設材損料算定基準

森林環境部建設工事仮設材損料算定基準については、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号 林野庁長官通知 最終改正版）を準用することとする。

第10 仮設材賃料算定基準

森林環境部建設工事仮設材賃料算定基準については、森林整備保全事業に係る仮設材賃料積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号 林野庁長官通知 最終改正版）を準用することとする。

附則

○平成 13 年 9 月制定

○平成 22 年 10 月 1 日改正

○平成 29 年 10 月 1 日改正